

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条台項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 500,000千円  
 内 地方消費税交付金（社会保障財源化分） ( 300,000 千円)

(歳出) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費  
(単位：千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他
社 会 福 祉	社 会 福 祉 事 業	241,272	10,967	0	26	25,700	204,579
	高 齢 者 福 祉 事 業	147,514	3,820	0	57,446	9,600	76,648
	障 害 者 福 祉 事 業	1,898,576	1,404,684	0	937	42,300	450,655
	児 童 福 祉 事 業	1,873,737	1,431,907	0	83,577	49,400	308,853
	包 括 支 援 事 業	118,874	0	0	111,878	3,300	3,696
	重 度 障 害 者 医 療 費 支 給 事 業	75,866	33,360	0	9,087	4,700	28,719
	ひ と り 親 家 庭 等 医 療 費 支 給 事 業	40,221	16,869	0	6,477	2,600	14,275
	子 ど も 医 療 支 給 事 業	93,399	31,725	0	26,328	3,900	31,446
社 会 保 険	国民健康保険特別会計（繰出金）	249,115	122,061	0	0	14,200	112,854
	後期高齢者医療特別会計（繰出金）	548,297	99,118	0	0	50,300	398,879
	介護保険広域連合（繰出金）	479,783	0	0	0	53,700	426,083
保 健 衛 生	保 健 衛 生 事 業	365,401	0	164,700	69,095	33,100	98,506
	疾 病 予 防 事 業	116,461	2,305	0	80,224	3,800	30,132
	母 子 保 健 事 業	69,266	38,030	0		3,400	27,836
合 計		6,317,782	3,194,846	164,700	445,075	300,000	2,213,161